

○奈良県警察白バイ訓練実施要領の制定について

(平成6年9月8日例規第27号)

[沿革] 平成31年4月例規第23号改正

白バイ乗務員等に対する安全かつ効果的な訓練を推進し、より高度な安全運転技能及び機動取締技術の習得とその練度の向上を図るため、別記の通り制定し、平成6年10月1日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

別記

奈良県警察白バイ訓練実施要領

第1 趣旨

この要領は、交通部交通機動隊（以下「交通機動隊」という。）に勤務する白バイ乗務員及び白バイ乗務候補者に対する白バイの安全運転技能及び安全運転知識の向上のための訓練（以下「訓練」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2 白バイ乗務員等の義務

- 1 交通機動隊の白バイ乗務員は、安全かつ効果的に職務を遂行できるよう、心身の鍛練及び訓練に努めなければならない。
- 2 第3の(4)に規定する候補者訓練を受ける者は、教授される訓練の習得に努めなければならない。

第3 訓練の種別

訓練の種別は、次のとおりとする。

- (1) 初任訓練 新たに交通機動隊に配置され、白バイ乗務を命ぜられた隊員に対する訓練
- (2) 現任訓練 現に白バイ乗務している隊員に対する訓練
- (3) 特別訓練 警察庁又は近畿管区警察局が主催する白バイ安全運転競技会（以下「競技会」という。）に出場する選手（以下「特別訓練員」という。）に対する訓練
- (4) 候補者訓練 白バイ乗務候補者として警察本部各所属長及び警察署長から推薦を受けた者に対する訓練

第4 訓練の実施要領等

- 1 訓練の実施基準及び実施要領は、交通機動隊長が別に定めるものとする。
- 2 訓練は、交通機動隊長が指定する場所又は施設で行なわなければならない。
- 3 訓練の実施に当っては、別添安全管理の措置基準により、受傷事故防止及び健康

管理の徹底を図らなければならない。

第5 白バイ訓練管理部会

- 1 交通部に白バイ訓練管理部会（以下「部会」という。）を置く。
- 2 部会は、部会長及び部会員をもって構成し、次に掲げる者をもってあてる。
 - (1) 部会長 交通部長
 - (2) 部会員 交通企画課長、交通指導課長、運転免許試験課長、交通機動隊長及び部会長が指名する者
- 3 部会は、次に掲げる事項について検討、審議するものとする。
 - (1) 特別訓練員に対する訓練指導員（以下「指導員」という。）及び特別訓練員の指名並びに特別訓練の訓練期間に関すること。
 - (2) 訓練の振興及び安全管理に関すること。
- 4 部会は、必要の都度部会長が招集し、これを主宰する。
- 5 部会において検討、審議した結果については、部会長がこれを取りまとめ、本部長に報告するものとする。
- 6 部会の庶務は、交通機動隊に置く。

第6 指導員の指名

- 1 指導員及び特別訓練員（以下「指導員等」という。）は、警察本部長（以下「本部長」という。）が交通機動隊に勤務する者の中から指名する。
- 2 指導員等の指名は、指名書（別記様式第1・別記様式第2）を交付して行なう。

第7 報告等

- 1 交通機動隊長は、次に掲げる事項を本部長に報告しなければならない。
 - (1) 訓練を実施しようとするときは、白バイ訓練実施計画書（別記様式第3）
 - (2) 競技会に出場した場合は、その結果及び成績
 - (3) 訓練において訓練員が死傷したときは、白バイ訓練受傷事故報告書（別記様式第4）
- 2 交通機動隊長は、訓練に関する資料を整備保管し、効果的な活用を図らなければならない。

（別記様式及び別添省略）